

■在宅療養サービスを受けたい

自宅で療養を希望される場合、次のようなサービスを利用できます。

◎在宅療養について相談したい

⇒ 在宅療養に関する全般的な相談

問い合わせ先	各市町【福祉事務所】(P29参照)
--------	-------------------

◎在宅で医療を受けたい

⇒ 在宅療養支援診療所

患者さんやご家族からの求めに医師や看護師らが24時間体制で応じ、必要であれば、訪問診療(往診)や訪問看護を行う診療所のことです。

問い合わせ先	救急医療NET HIROSHIMA アドレス http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenmintop/
--------	--

◎訪問看護を受けたい

⇒ 在宅緩和ケアに対応可能な訪問看護ステーション

訪問看護とは、通院や外出が困難な患者さんのために、看護師等がご自宅を訪問して、医師の指導に基づく診療の補助や、患者さんの健康管理や相談等を行うサービスのことです。

問い合わせ先	P33～P40参照
--------	-----------

◎在宅緩和ケアを支援する保険薬局を知りたい

⇒ 在宅緩和ケアに対応可能な保険薬局

保険薬局では、医師の処方せんに基づいて薬剤師が薬を調剤します。在宅で療養している患者さんに、薬の配達、服薬・管理指導、副作用の説明などを行うこともあります。

問い合わせ先	P41～P47参照
--------	-----------

■介護サービスを受けたい

要支援・要介護認定を受けた方については、介護度によって決められた支給額の範囲で、訪問介護や訪問入浴、訪問看護などのサービスを受けることができます。

サービス費用の1割、2割又は3割が自己負担になりますが、自己負担額が高額になった場合には、助成制度を利用することができます。

介護保険制度では、65歳以上の方が要支援・要介護認定を受けた場合に加えて、40歳から64歳までの方で医師に末期がん等と診断され、要支援・要介護認定を受けた場合でも対象になります。

◎介護サービスについて相談したい

⇒ 介護サービスに関する全般的な相談

問い合わせ先	各市町【介護保険担当課】(P29参照) 地域包括支援センター(P48～P55参照)※
--------	---

※介護サービスだけでなく、高齢者の生活や権利擁護等の幅広い相談に応じます。

◎介護サービスを利用したい

⇒ 介護保険制度

要支援・要介護認定を受けると、介護度に応じて総費用の1割、2割又は3割の自己負担で介護サービスを受けることができます。

対象	次の場合で、要支援・要介護認定を受けた方 ①65歳以上の方 ②40～64歳までの方で、医師に末期がん等と診断された場合
問い合わせ先	各市町【介護保険担当課】(P29参照)

◎介護サービス費及び介護予防サービス費の負担を減らしたい
 → 高額介護・高額介護予防サービス費

介護保険サービスを利用した場合、総費用の1割、2割又は3割が自己負担となりますが、その額が高額になった場合に助成する制度で、1か月に支払う自己負担の上限額の超過分の費用が後日払い戻される仕組みがあります。

この制度の適用対象となった場合、各市町から通知があります。一度申請すれば、次回以降は手続きの必要はありません。

問い合わせ先	各市町【介護保険担当課】(P29参照)
--------	---------------------

◎医療費及び介護費の負担を減らしたい
 → 高額医療・高額介護合算制度
 (高額医療合算介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費)

医療、介護の両方のサービスを受けている方の負担を減らすために、医療、介護双方にかかった費用について、「1年間に〇〇円まで」と負担の上限を決めた制度です。

対 象	公的医療保険と介護保険の両方を利用している方
主な仕組み	1年間(8月1日から翌年7月末日まで)にかかった医療費、介護費の自己負担(保険適用のもの)が限度額を超えた場合に利用可能
問い合わせ先	各市町【介護保険担当課】(P29参照) 加入する公的医療保険の窓口(P15参照)

